

## 小布施町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成するため、町内の住宅の耐震補強工事の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、小布施町住宅耐震診断事業実施要綱（平成18年告示第31号）第2各号に定めるところによる。また、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、県が設置する委員会をいう。

(2) 緊急耐震重点区域 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。）附属第Ⅲ編の住宅・建築物耐震改修事業の2.の第2項第4号ハに規定する住宅耐震化緊急促進アクションプログラムにおいて定められた、耐震化を緊急的に促進すべき区域。

(事業、経費及び補助額等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額等は、次の表のとおりとする。

対象建物	対象事業	対象経費	補助額
既存木造住宅	(1) 耐震診断士による精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）を行うことにより、総合評点が0.7以上、かつ、工事前の総合評点を上回る工事。	工事費	(1) 1戸当たりの耐震改修工事に係る費用の5分の4又は100万円のいずれか低い額を限度とする。（アクションプログラム）
	(2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（賃貸住宅を除く。既存木造住宅については、診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものに限る）について行う除却工事。	工事費	(2) 1戸当たりの除却工事に要する費用相当分の2分の1又は83万8千円のいずれか低い額を限度とする。

2 補助金に1千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、補助金の交付申請を行う日の属する年の前年度における当該住宅の所有者の所得が、別表第1に掲げる額以下である者で、町税等を滞納していないものとする。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、小布施町住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 位置図2500分の1

(2) 耐震補強工事又は除却工事の計画書

- (3) 耐震補強工事又は除却工事に要する費用の見積書
- (4) 精密耐震診断の結果を表示する書類の写し
- (5) 耐震補強工事又は除却工事を担当した建築士の当該建築士たる身分を証する書類の写し
- (6) 耐震補強工事又は除却工事の工事前及び工事後の状態を表示する図面、外観写真
- (7) 対象住宅の建築年月日を証明するための次のいずれかの書類
  - ア 建築確認通知書
  - イ 課税台帳記載事項証明書（住宅）
  - ウ 家屋登記簿謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類  
（交付決定書）

第6 規則第6条に規定する決定書は、小布施町住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第7 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、小布施町住宅耐震改修事業変更申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金額の変更

2 町長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、小布施町住宅耐震改修事業変更承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、耐震補強又は除却が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに小布施町住宅耐震改修事業遅延等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助対象者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8 補助対象者は、耐震補強又は除却を中止又は廃止をしようとする場合は、小布施町住宅耐震改修事業中止等届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第9 規則第12条に規定する実績報告書は、小布施町住宅耐震改修事業完了実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震補強に係る工事又は除却工事の請負業者との契約書及び領収書の写し
- (2) 耐震補強工事の施工箇所並びに補強の内容及び数量を明記した図面
- (3) 耐震補強工事又は除却工事を実施する箇所ごとの工事前、工事中及び工事後の写真
- (4) 対象住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等の証明書

3 第1項の報告書は、耐震補強又は除却の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第10 規則第13条に規定する確定通知は、完了検査を行い、適正に工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、小布施町住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11 補助対象者は、第10の通知を受けた日から起算して10日以内に小布施町住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12 補助対象者は、補助金の収支に関する領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

区分	金額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

(備考)

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各所得金額を合計した額をいう。